

# 予算編成過程での検討を求める提案（例）

参考資料2

	提案団体 (関係府省)	提案	概要
1	茅ヶ崎市 (内閣府、文部科学省、厚生労働省)	幼稚園等利用者の認可外保育施設等の無償化に係る適用要件の撤廃 (子ども・子育て支援法施行規則)	幼稚園等が十分な水準の預かり保育を提供しているか否かにかかわらず、幼稚園利用者が認可外保育施設等を併用する場合には、当該認可外保育施設等の利用料について無償化の対象とする。
2	千葉県、草加市、川崎市 (文部科学省)	特別支援教育就学奨励費による学用品購入費について、支弁区分に応じた定額支給とする見直し (特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱)	特別支援教育就学奨励費で支給対象となる経費のうち、学用品購入費については、支弁区分（各家庭の収入から決定）に応じた定額支給とする。
3	徳島県、愛媛県、高知県 (内閣官房、内閣府)	地方創生テレワーク交付金の制度拡充 (地方創生推進交付金制度要綱)	地方創生テレワーク交付金について、地域の実情に応じ、対象経費のソフト事業への重点配分を可能とする。 また、空き家や役割を終えた公共施設等の活用を促進するため、小規模多数のハード整備が可能となるよう、件数制限を緩和するとともに、単独入居型を対象とする。

# 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された 場合等に調整の対象とする提案（例）

## ① 最近の閣議決定で見直しの方向性が決定されており、その後の新たな情勢変化等の記述がないもの

	提案団体 (関係府省)	提案	概要	理由
1	山梨県 (厚生労働省)	介護保険施設等の基準改正に係る事務の合理化 (介護保険法、社会福祉法、老人福祉法)	介護保険施設等の基準改正に係る事務の運用を見直し、時期の前倒し等を行う。	平成30年提案募集において議論済み。厚生労働省は介護保険法に基づく介護サービスの運用基準等について、可能な限り早期に、地方公共団体への当該基準等に係る省令案の情報提供及び当該基準等に係る省令の公布を行うこととされ、令和2年度の省令改正手続では一定の対応がなされたところ。 今回の提案は、更なる対応を求めるものであるが、上記方針が定められてから基準省令の改正が行われたのは令和2年度の一度だけであり、効果を検証するに足る期間が経過していないため。
2	青森県、岩手県、宮城県 (総務省)	地方独立行政法人における出資財産処分の際の定款変更に伴う手続の簡略化 (地方独立行政法人法)	地方独立行政法人の業務に影響がない出資財産の処分について、業務効率化の観点から、定款変更に伴う設立団体の一連の手続を簡略化する。	平成28年提案募集において議論済み。地方独立行政法人の定款については、同法人の基本的事項に設立団体の意向を反映させる観点から議会議決に係らしめているものであって、議会議決といった手続を簡略化することはできないとの見解が所管府省から示され、見直しは行わないこととされた。 今回の提案は、改めて同じ内容を求めるものであるが、当時からの情勢変化や新たな支障事例等の改めて議論すべき点が示されていないため。

# 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された 場合等に調整の対象とする提案（例）

## ② 支障事例、制度改正による効果が具体的にないもの

	提案団体 (関係府省)	提案	概要	理由
1	浜松市 (総務省、 国土交通省)	固定資産課税台帳の家屋情報を都市計画基礎調査において内部利用可能とする見直し (地方税法、都市計画法)	都市計画基礎調査において、固定資産課税台帳情報のうち、家屋情報（所在地番、用途、構造、建築年、階数、床面積等）及び固定資産税担当課が保有する家屋の位置情報（家屋外形図との紐付け情報等）を内部利用できることとする。	地方税については、地方税法第22条に基づく守秘義務が課されているところ、今回の提案が求める、都市計画基礎調査において地方税情報を利用可能とすることについての緊急性を示すような具体的な支障や代替的手段が無い等の制度改正の必要性が十分に示されていないため。
2	兵庫県、神戸市、 京都府、京都市、 和歌山県、徳島県 (内閣官房、 内閣府)	移住支援金制度における居住確認事務に関する運用見直し (移住支援事業・マッチング支援事業について（令和2年12月22日付け内閣府地方創生推進事務局事務連絡）、住民基本台帳法)	移住支援金について、居住期間に応じて返還させる制度を廃止する。 廃止しない場合は、①移住前の居住履歴の確認、②転出後の居住状況確認の事務が煩雑であるため、住民基本台帳ネットワークの利用可能事務となるよう住民基本台帳法別表に位置付けるなど、自治体において効率的な事務運用が図られるようにする。	転出後の居住状況の確認は都道府県の条例制定によって対応可能であるなど、具体的支障が明らかではなく、制度改正の必要性が十分に示されていないため。

# 再チャレンジ提案（例）

	提案団体 (関係府省)	提案	概要
1	岐阜県 (環境省)	<p><b>都道府県分別収集促進計画の策定義務の廃止</b></p> <p>(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)</p>	<p>都道府県は「都道府県分別収集促進計画」を、市区町村は「市町村分別収集計画」をそれぞれ策定することとされているが、「都道府県分別収集促進計画」は市区町村別排出量の見込み等「市町村分別収集計画」の記載事項を取りまとめたものが大部分を占めている。よって、計画策定という手法をとらずとも、市区町村ごとのデータを把握することは可能であることから、「都道府県分別収集促進計画」の策定義務を廃止する。</p> <p>平成26年の同様の提案は、単純に都道府県分別推進促進計画の策定義務の廃止を求めるものであり、市区町村別排出量の合計等が必要不可欠である等として見直しは行わないこととされた。一方、今回の提案は、市区町村ごとのデータの取りまとめが必要であるとしても計画策定の手法による必要がないことを主張するものであることから、改めて調整の対象とする。</p>
2	関西広域連合 (文部科学省)	<p><b>専門職大学の設置に係る認可基準の緩和</b></p> <p>(専門職大学設置基準)</p>	<p>専門職大学設置希望者からは、①設置基準が一律に「大学」と同様の内容になっている、②設置基準に必要な体育館や図書館については明確な基準が示されていないことから、誘致や設置のハードルが高くなっているとの指摘がある。そこで、地方の実情に応じ不要となった社会教育施設等の有効活用も念頭に、専門職大学設置基準について立地地方公共団体との協定による緩和を求める。</p> <p>令和2年の同様の提案は「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」とされたが、その際と比較し、「既存施設の多機能化・複合化等による有効活用」といった地方公共団体における公共施設の管理方針が具体的に示されていることから、本年は調整の対象とする。</p>

## 提案募集の対象外である提案（例）

	提案	概要	理由
1	<p><b>播磨灘における船舶の航行に関する規制緩和</b>                      （船舶安全施行規則、海上運送法）</p>	<p>平水区域限定のクルーズ船が播磨灘を通過できるよう、限定沿海区域の基準緩和、あるいは気象の穏やかな時季限定で航行を認めるなど、柔軟な対応をする。                      「インバウンド船旅振興制度」において、人の運送をする不定期航路事業のうち、一定の条件を満たす観光航路の運航可能日数を30日から180日間に延長する。</p>	<p>船舶の航行に係る規制は民間に対する規制であり、地方に対する規制緩和に該当しないため。</p>
2	<p><b>財産区議会議員選挙に伴う供託の適用除外</b>                      （公職選挙法、地方自治法）</p>	<p>財産区議会議員の選挙には、地方自治法第295条の規定による条例で規定するものを除くほか、公職選挙法における町村議会の議員の選挙に関する規定が適用され、供託金（15万円）が必要とされているが、財産区についてはこれを適用しない。</p>	<p>財産区議会議員選挙に立候補する際の供託の手續に地方公共団体が関与しておらず、地方に対する規制緩和に該当しないため。</p>